

海外

国際機関

◆BIS、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」を公表

BIS(国際決済銀行)の銀行規制監督委員会(クック委員会)は昨年12月10日、月例中央銀行総裁会議の了承を得て報告書「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」を公表した。同提言は、国際的な銀行シス

テムの安定性の強化に資するとともに国際的に活動している銀行間の競争上の不平等の主要な原因を除去することを目的として、自己資本の測定に関する共通の枠組みについて、また国際的に活動している銀行によって遵守されるべき共通の最低自己資本基準についてとりまとめたもの。今後G10諸国の当局は本報告書をベースに自国の銀行界と一連の協議を行うこととなる。概要は以下のとおり。

1. 基本的フレームワーク

○対象はG10諸国の国際業務を営む銀行

○オフバランス取引を含む連結(コンソリ)ベースでの
リスクアセット・レシオ

リスクアセット :	自己資本
レシオ	リスクウェイトによる加重総資産

2. 自己資本の定義

定義式 (本則)	$\text{自己資本} = \left[\begin{array}{c} \text{「Tier I」} \\ \text{(「Tier II」} \\ \text{「控除項目」} \\ \text{「その他資本で」} \\ \text{「無制限算入」} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{「Tier II」} \\ \text{(「Tier I」と同額まで)} \\ \text{「算入」} \end{array} \right]$ <p style="margin-top: 10px;">Tier I : 資本金、公表準備金等 (いわゆる「資本勘定」)</p> <p style="margin-top: 10px;">Tier II : 貸倒引当金 (リスクアセット・レシオベースで1.25%が上限) 有価証券含み益 (45%算入対象) 永久劣後債 期限付劣後債 (Tier I の50%が限度) 転換義務付証書等</p>
経過措置	<p>経過期間(87年末スタートで92年末までの5年間)中は、以下の範囲で、「Tier II」算入対象の一部を「Tier I」に加算し、いわば「みなしTier I」を設定</p> <p>当初 「みなし Tier I」の25%まで (自己資本 = Tier I × 2.66) 90年末 クの10%まで (ク = ク × 2.22) 貸倒引当金は当初無制限、3年経過後は1.5%まで算入</p>
控除	<ul style="list-style-type: none"> ・営業権相当額 (Tier I から控除) ・非連結子会社への出資 (total capital から控除) ・資本の持合い分控除は各國当局の裁量

*自己資本の中にひもつきでない引当金あるいは準備金を算入するための整合的な方法に関し、1990年末までに合意が成立しない場合。

3. リスクアセット

(1) 算出方法

オンバランス資産	資産額 × 資産カテゴリー別リスクウェイト = リスクアセット
オフバランス資産	取引額 × 掛目 * × カテゴリー別リスクウェイト = リスクアセット

*掛目は100%(債務保証等)、50%(NIF、RUF等)、20%(貿易関連信用状等)、0%(1年以内のコミットメント等)の4段階。
なお、金利・外国為替関連取引(スワップ等)についてはリスクアセット相当分を別途算出。

(2) リスクウエイト

リスクウエイト		資産カテゴリー
0%		現金、自国中央銀行に対する預け金・債権 自国中央政府向け貸出、自国中央政府発行債券 現金または自国中央政府発行債券で保全された貸出その他の資産等
20%		1年未満の自国銀行および外国銀行向け債権、1年以上の自国銀行向け債権および自国銀行保証付貸出等
50%		個人向け住宅ローン
100%		民間部門向け債権、1年以上の外国銀行向け債権、営業用土地・建物・動産およびその他の固定資産、他の銀行の資本調達手段(自己資本から控除されていない場合)、その他すべての資産
各国 裁量	0 or 20%	世銀および各地開発銀行向け債権
	0 or 20 or 50%	自国中央政府以外の公共部門向け債権、中央政府以外の公共機関保証付貸出

4. 最低基準比率(多数意見、10か国)

90年末 7.25% (うち Tier I 3.2625% ポイント)
 92年末 8.0 % (うち ツ 4.0 ツ)

◆フランス銀行、市場介入金利を引下げ

フランス銀行は1月5日、市場介入金利、7日物現先オペ金利を0.25%引下げ、各々7.5%、8.0%とする旨発表した。

これにつき、同行では以下のとおりコメント。

「フランス銀行は昨年11月5日、外国為替市場の緊張に対処するため、両金利を0.75%引上げたが、その後11月24日、12月3日には、ブンデスバンクおよび他の欧州中央銀行と協調して、0.25%の引下げを決定した。本日の措置はディスインフレ傾向定着の下、 Franc 相場が安定していることにかんがみ、これをさらに一步進めたものである。この結果、介入金利の水準は11月の EMS 緊張前の水準に戻ることとなる。」

◆スイス中央銀行、88年の中央銀行通貨量目標増加率を公表

1. スイス中央銀行(以下 S N B)は昨年12月18日、88年の中央銀行通貨量^(注)の目標増加率(年間平残前年比)を87年(2%)から1%引上げ3%とする旨、発表した。

(注) 流通銀行券+中央銀行預け金-S N B の市中銀行に対する月末限りの与信額

2. 本件に関する同行のプレスコミュニケの内容は以下のとおり。

「S N B 理事会は、スイス連邦政府とも協議のうえ88年の通貨量目標増加率を年平均3%と決定した。88年についても87年同様不安定な経済情勢が続くものと予想されることから、S N B としては引き続き物価安定に重点を

歐州諸国

◆フランス銀行、88年マネーサプライ目標値を発表

フランス銀行は、昨年12月14日に開催された国家信用理事会において、「基本的に現状の金融政策スタンスを継続する」ことを骨子とする、88年の金融政策方針およびマネーサプライ目標値を報告したが、その概要は以下のとおり。

1. M₂の目標値は、政府の88年名目経済成長率見通し(4.8%)を勘案して、本年同様4~6%(88年第4四半期前年同期比増加率)に設定する。

2. M₃については、金融革新の進展、新金融商品の登場・拡大を映じてその指標性が不安定化しており、金融政策の中間目標としては不適当と判断されるため、目標値の設定を取りやめる(87年は3~5%)。

3. M₃の目標値は設定しないものの、Lとともに引き継ぎ監視を続けていくほか、「国内信用総量」(非金融機関部門居住者の総借入)という新指標を設け、多面的・総合的にマネーサプライのコントロールを行っていく。

(参考) マネーサプライ指標の定義

M₁=流通現金+要求払預金

M₂=M₁+通帳預金

M₃=M₂+定期預金+C D +譲渡不可証書等

L=M₃+T B +C P +貸付契約預金

おいた弾力的な金融政策運営を継続していく方針である。本目標値は、従来同様ガイドラインとして理解されるべきものであり、S N B 理事会は、今後経済情勢の変化に伴い、実際の通貨量増加率が目標値から乖離することがある場合、それが適当と判断される場合にはこれを容認する可能性を留保するものである。

ただし流動性規制の改正(末残ベースから平残ベース規制への変更等、88/1月実施予定)や88年中に予定されている新銀行間決済システム(S I C)の本格稼働^(注)が中央銀行通貨の需要に影響を及ぼす可能性は否定できず、仮にこれらに伴って通貨需要が減少した場合には、経済に対する引締め効果を伴うことなしに上記目標値(3%)を下回る線に通貨量増加率を抑えることが可能となろう。

なお87年に関しては、金融・為替市場の状況ならびに景気動向の不確実性にかんがみ、中央銀行通貨量増加率が86年末に設定した目標値(2%)を上回ることを容認する政策運営を行ってきた結果、通貨量増加率は2.9%に達する見込み。」

(注) 本決済システムは87年6月10日以降試験稼働しており、この本格稼働に伴って銀行の流動性管理の改善がかなり図られる見通し。

◆オランダ中央銀行、公定歩合を引下げ

オランダ中央銀行(従来オランダ銀行と呼称)は1月7日、基準割引歩合等を各々0.25%引下げる旨発表した(翌8日実施)。

基 準 割 引 歩 合 3.75%→3.5%

債券担保貸付歩合 4.25%→4.0%

約束手形割引歩合 4.75%→4.5%

今回の措置につきオランダ中央銀行では、「市場金利の低下を促すことにより、現在EMS内最強通貨であるギルダーの上昇圧力を緩和することを狙いとしたもの。本件はあくまでも単独で決定したものであり、他の欧州諸国追随を期待したものではない」としている。

ア ツ ア 諸 国

◆韓国政府、88年経済見通しを発表

韓国経済企画院は、昨年12月24日88年経済見通しを発表した。同見通しでは、純輸出の増勢鈍化を主因に88年の経済成長率は+8.0%と87年(実績見込み+12.0%)に比べ伸びが鈍化すると見込んでいる。経済運営面での主たる政策課題としては、経済的安定の確立等に加え、このところ欧米諸国との間で強まりつつある貿易摩擦問題への対処を挙げている点が特徴である。また、同院では「本年においても政府は引き続きウォンの対米ドルレート引上げや国内市場の一層の開放措置を迫られることとなる」との見解を明らかにしている。

韓国 の 88 年 経 済 見 通 し

(()内は前年比・%)

	単 位	86 実 績	87 年 実績見込み	88 年 見 通 し
実質成長率 1人当たりG N P	% ド ル	12.5 2,296	12.0 2,950	8.0 3,300
輸 出 輸 入	億 ド ル 〃	347 (14.6) 316 (1.4)	460 (32.6) 405 (28.2)	520 (13.0) 496 (22.5)
貿 易 収 支 經 常 収 支	〃	31 46	55 98	24 60
総対外債務 対外資産 純対外債務	億 ド ル 〃 〃	445 120 325	355 134 221	315 145 170
卸売物価騰落(Δ)率 消費者物価	% 〃	Δ 3.7 1.3	1.5 5.0	2~3 4~5

大洋州諸国

共産圏諸国

◆豪州、公定歩合を引下げ

オーストラリア準備銀行(中央銀行)は、12月上旬に公定歩合(中央銀行による財務省ノート<13週もの>の再割引レート)を2回にわたり引下げた(13.0%→12.7%<12/3日>→12.5%<12/17日>)いずれも即日実施)。今回の措置は、豪ドルの対米ドル相場が安定的に推移している(1豪ドル当たり、0.6810ドル<11/12日>→0.7035ドル<12/3日>→0.7133ドル<12/16日>)なかで、10月中旬以降の株価下落の景気面に対する影響に配慮して、実施したものとみられている。

なお、今回の引下げにより、同国の公定歩合は3月下旬以降16回連続して累計5.1%引下げられた。

◆ソ連、1988年経済計画および国家予算を決定

ソ連最高会議は、昨年10月19日、1988年経済・社会開発国家計画および同国家予算を採択した。

88年計画をみると、農業生産につき穀物収穫目標を235百万トンと87年実績見込み(232百万トン)並みとしている反面、鉱工業生産(前年比、+4.5%)、国民所得(同、+4.3%)については現行の第12次5か年(1986~90年)計画の平均目標(年率、それぞれ+3.9~+4.4%、+3.5~+4.1%)を上回る意欲的な目標を設定している。また国民生活面では住宅建設の推進、医療サービス・教育の向上に重点を置いている。

一方88年国家予算は、國家企業法の実施とともにうなう企業の国家納付金の減少(企業内留保の増加)から歳入増を

ソ連の主要経済指標

(前年比・%)

	1984年 実績	1985年 実績	1986年 実績	1987年 1~9月	1988年 計画
国民所得	2.6	3.1	4.1	2.4	4.1
鉱工業生産	4.1	3.9	4.9	3.6	4.4
うち生産財	4.1	3.9	5.2	n.a.	4.3
消費財	4.1	3.9	4.0	n.a.	4.5
農業生産	△0.1	0.0	5.1	1.1	n.a.
投資総額	1.9	3.0	8.0	n.a.	4.6
工業の労働生産性	3.7	3.5	4.6	3.7	4.0
1人当たり実質所得	2.9	2.5	2.3	n.a.	2.6
小売売上高	4.2	4.2	6.4	2.8	5.9
					2.6

ソ連の国家予算の推移

(億ルーブル・%)

	1986年		1987年		1988年	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
歳入	4,144	5.8	4,357	5.1	4,436	1.9
歳出	4,142	5.9	4,355	5.1	4,436	1.9
うち国民経済費	2,357	6.0	2,474	5.0	2,410	△2.6
社会文化費	1,318	6.3	1,406	6.7	1,536	9.2
国防費	190	0.0	202	6.3	202	0.0

小幅に見込んでいる(前年比+1.9%)ため、歳出も4,436億ルーブル(前年比+1.9%)にとどめている。内訳をみると、国民経済費(工業、農業、建築、商業部門への投資・経常支出)を前年水準以下に抑制する一方、社会文化費(教育、文化施設、年金等)には厚めの配分がなされている。この間国防費は前年並みに据置かれた。

(注) 国家企業法(「ソ連国家企業(合同)法」)は、87年6月にソ連最高会議で採択され、88年1月から施行された。同法は、これまで経営管理面で自主制の乏しかった国営企業に独立採算、裁量的な資金調達、労働者自主管理(労働者総会および労働者評議会の設置)等を導入することで、各企業の生産効率の向上を狙ったもの。